

姫路市立花田中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

この花田中学校いじめ防止基本方針は、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。そのために「兵庫県いじめ防止基本方針」を柱とし、兵庫県教育委員会の「いじめ対応マニュアル」に基づき、本指針を定めた。

1. いじめ防止等に関する基本理念と基本的な考え方

<いじめ防止に対する基本理念>

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つて行うものとする。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめ防止等の対策に関する基本理念を次のとおりとし、教職員全体での共通理解を図るとともに、いじめ防止への基本姿勢とする。

- (1) 「いじめ」とはどの学校、生徒にも起こる可能性があることを踏まえ、学校教育活動全体を通して、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことを理解させることが必要である。
- (2) 学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。
- (3) いじめ問題への取組の重要性については、家庭、地域へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

<いじめについての基本認識>

- ア いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

- キ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ク いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ケ いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- コ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

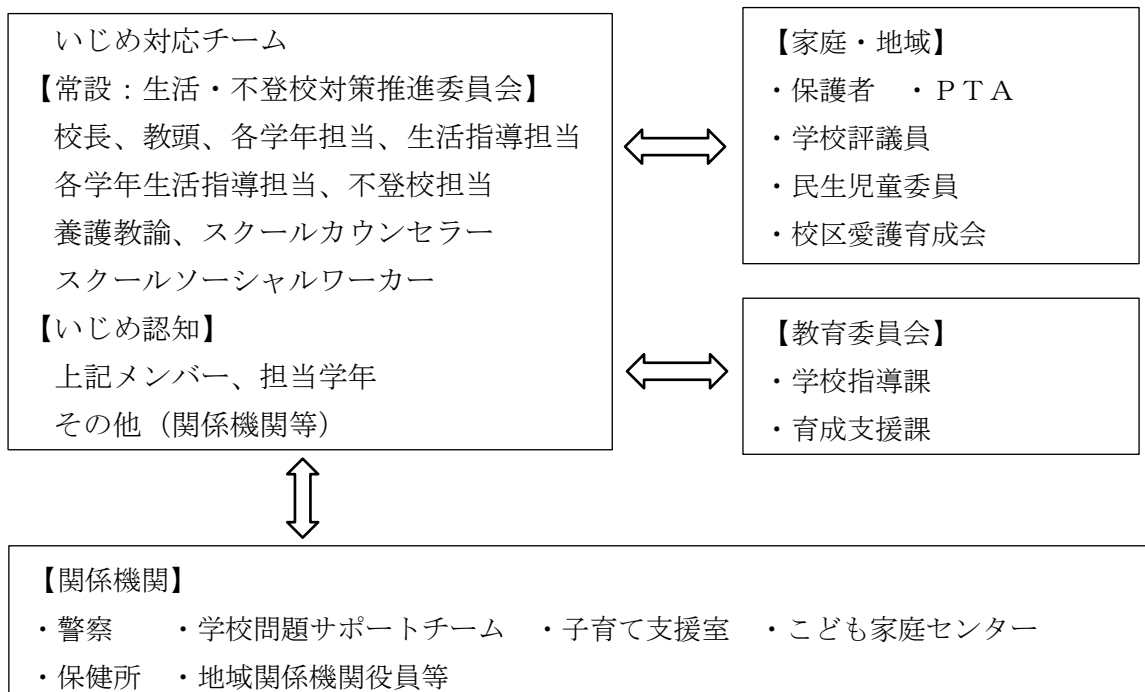
このような認識のもと、生徒間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

2. いじめ防止等の対策のための組織の設定及び取組

(1) 設置の目的

いじめ防止対策推進法、第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対応チーム」による、いじめ防止等のための組織を設置する。

(2) 組織図



(3) 役割内容

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- イ 未然防止、早期発見につながる校内研修の企画
- ウ 実態把握や情報収集を目的とした取組
- エ いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- オ 事実関係の把握といじめか否かの判断
- カ いじめを受けた生徒に対する支援・いじめを行った生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
- キ 保護者や地域社会への情報提供
- ク 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

(4) 学校評価

学校評価で日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。その、評価結果を踏まえて学校いじめ防止基本方針の改善に取り組む。

(5) 関係機関等との連携

- ア 市教委、警察、学校問題サポートチーム、子育て支援室、こども家庭センター、保健所、民生児童委員、地域関係機関役員等との連携
- イ 中学校区幼保小中の連携の強化

3. いじめ防止等のための具体的取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ア 道徳教育、人権教育、同和教育の充実（教育計画、道徳の年間計画、人権教育・同和教育全体計画）
- イ 社会性の育成（異学年交流やお互いに認め合う集団づくり、特別活動、行事等）
- ウ 生徒会が中心となり生徒の手によるいじめ防止活動
- エ 中1ギャップ解消の取組 → 小中一貫教育の推進
- オ 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

- ア いじめ相談・通報窓口の設置
- イ 学期1回のいじめアンケートの実施と考察
- ウ 教育相談の充実（進路、人間関係、学業、学校生活等いじめ防止）
- エ 日常の生徒の観察
- オ 養護教諭との連携
- カ スクールカウンセラーと連携したカウンセリングルームの充実
- キ スクールソーシャルワーカーとの連携

(3) いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見した時は、いじめ防止対策推進法 23 条に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

ア 正確な事実把握

- ・当事者双方及び周りの生徒から個々に聞き取りを行い、詳細に記録を取る。
- ・関係職員と情報を共有し、事実を正確に把握するとともに、いじめであるか否かの判断を行う。

イ 指導体制及び方針の決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を行う。
- ・教育委員会や関係機関との連携を図る。

ウ 生徒への指導・支援

- ・いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめを行った生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、人間的成長につながるような働きかけを行う。
- ・いじめを行った生徒といじめを受けた生徒との関係修復の場を設定する。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

エ 保護者との連携

- ・ いじめを受けた生徒の保護者

面談により、具体的な事実を伝えるとともに、保護者の気持ちを共感的に受け止め、今後の対応について協議を行う。

保護者がいじめを行った生徒への指導を望まない場合も保護者の気持ちを共感的に受け止め、生徒が安心して登校できることを第一に優先し、今後の対応について協議を行う。

- ・ いじめを行った生徒の保護者

面談により、学校の調査で明らかになった事実関係や相手の生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

オ 事後の対応

- ・ スクールカウンセラーや姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた生徒の心のケアを図る。
- ・ いじめを受けた生徒の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ・ 心の教育の充実を図り、生徒の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- ・ 関係生徒や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- ・ いじめを行った生徒の状況に応じ、関係機関との適切な連携を進める。

カ いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

- ・ 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- ・ いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

(4) 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮する。

(5) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ア インターネット関係のいじめを防止するため、警察や関係機関との連携のもと「情報モラル教室」等の講演を開催し、生徒、保護者に周知徹底する。
- イ 花田中学校区内の小学校、中学校で共通したインターネット、SNSの利用に関する注意喚起を行う。また、インターネットやソーシャルメディア特有の危険性について、最新の情報を把握して、生徒や保護者に啓発する。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等を想定
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む)

(2) 教育委員会又は学校による対応

- ア 重大事態の報告
学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- イ 調査主体について
学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、その事案についてどのような調査を行うか、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ウ 調査を行うための組織
 - ・ 学校が主体となる場合
いじめ対応チームを母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。
教育委員会は「学校問題サポートチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」を派遣し、適切な指導、助言、支援を行う。
 - ・ 教育委員会が主体となる場合
「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。
調査を行う委員は、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

エ 調査の実施

当該重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、事実にしつかりと向き合う姿勢が重要である。

・いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

・いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

・生徒の自殺という事態が起こった場合

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成 26 年 7 月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にしながら、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

オ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

カ 調査結果の報告

調査によって明らかになった結果は、被害児童生徒・保護者に対して、関係者の個人情報に十分に配慮し、適時・適切な方法で提供する。また、教育委員会若しくは学校は、調査結果について市長に報告する。

報告を受けた市長が必要と認めるときには、調査結果についての調査を行う。学校・教育委員会等は、再調査が行われる場合には、調査主体の指示の下に資料を提出するなど調査に協力をする。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

平成 26 年 4 月作成	平成 31 年 4 月見直し改定
平成 27 年 6 月見直し改定	令和 2 年 4 月見直し改定
平成 28 年 4 月見直し改定	令和 5 年 4 月見直し改定
平成 30 年 4 月見直し改定	令和 6 年 4 月見直し改定

5. 年間指導計画

月	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	保護者・地域との連携
4	生徒指導・いじめ対策に関わる共通理解 職員会議 生活不登校対策委員会	係・委員会活動の活性化 学級づくり SC・SSW を全校生徒に周知	教育相談週間 SC・SSW とのカウンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム 民生委員児童委員会 保護司会
5	職員会議 生活不登校対策委員会	小中合同あいさつ運動 学級づくり 道徳授業(いじめ)	いじめアンケート 生活アンケート 教育相談週間 SC・SSW とのカウンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム
6	花田中ブロック小中一貫教育推進委員会 職員会議 生活不登校対策委員会	小中合同あいさつ運動 いじめ防止人権学習(1年生) リラック間タイム(保健)	教育相談週間 SC・SSW とのカウンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム 愛護補導委員会
7	小中一貫教育カウンセリングマインド研修 職員会議 生活不登校対策委員会 人権のつどい	小中合同あいさつ運動	保護者会 SC・SSW とのカウンセリング	校区人権推進委員会 保護者会 少年補導委員連絡会 愛護補導委員会 学校支援チーム
8	職員会議 生活不登校対策委員会	夏季休業中校区巡回 夏季休業中生活指導 新学期学級指導	夏季休業中校区巡回 SC・SSW とのカウンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム 愛護補導委員会
9	職員会議 生活不登校対策委員会	体育的行事 小中合同あいさつ運動	SC・SSW とのカウンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム 民生委員児童委員会
10	職員会議 生活不登校対策委員会	文化的行事 小中合同あいさつ運動	生活アンケート SC・SSW とのカウンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム オープンスクール
11	職員会議 生活不登校対策委員会	小中合同あいさつ運動	いじめアンケート 教育相談週間 SC・SSW とのカウンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム 愛護補導委員会

12	職員会議 生活不登校対策委員会 花田中ブロック小中一貫 教育推進委員会	小中合同あいさつ運動 冬季休業生活指導	保護者会 SC・SSW とのカウ ンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム 保護者会
1	職員会議 生活不登校対策委員会	小中合同あいさつ運動	SC・SSW とのカウ ンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム
2	職員会議 生活不登校対策委員会	小中合同あいさつ運動	生活アンケート いじめアンケート 教育相談週間 SC・SSW とのカウ ンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム 民生委員児童委員会
3	職員会議 生活不登校対策委員会 花田中ブロック小中一貫 教育推進委員会	小中合同あいさつ運動 春季休業生活指導 新入生情報交換	保護者会 SC・SSW とのカウ ンセリング	少年補導委員連絡会 学校支援チーム
毎月:職員会議、生活・不登校対策会議、いじめ対策会議、生徒委員会、				

早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする

いじめられている生徒

◎日常行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、へらへらしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 決められた座席と違う席にすわっている

◎昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 教室で一人離れて食べている
- ☐ 昼食時になると教室から出て行く

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもに強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 発言の中に差別意識が見られる
- ☐ 教師が近づくと、集団が分散する
- ☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう